

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル利用料規程

(目的)

第1条 この規程は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会（以下「協議会」という。）が運用するふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル（以下「ふじのくにねっと」という。）の利用料に関し必要な事項を定める。

(利用料)

第2条 参加機関は、ふじのくにねっとの利用にあたって次の利用料を納入しなければならない。

(1) 稼動病床数300床以上の開示施設会員（病院）	年額60万円
(2) 稼動病床数300床未満の開示施設会員（病院）	年額36万円
(3) 上記(1)～(2)以外の開示施設会員	年額24万円
(4) 参照施設会員（病院・診療所）	年額 3万円
(5) 参照施設会員（病院・診療所以外）	年額 1万円
(6) 法人会員	無料
(7) 賛助会員	無料

- 2 参加機関は、第1項に定める利用料を毎年、第4条第1項に定める通知があった日より3ヶ月以内に納入しなければならない。
- 3 事業年度の途中で協議会に入会の承認を受けた参加機関の利用料は、1事業年度当たりの利用料の金額を月割り計算（1円未満切り捨て）することにより算出するものとする。納入時期及び方法は、協議会の指定する方法に従うものとする。
- 4 既に納入された利用料は返還しないものとする。

(納入方法及び徴収)

第3条 利用料は、協議会の指定した口座へ銀行振込により納入しなければならない。

- 2 協議会は、参加機関から利用料を徴収した際、その証として領収証を発行する。ただし、第1項第1号及び第2号による納入については、金融機関及び郵便局から発行される控えをもって領収書を発行したものとみなす。
- 3 協議会は、協議会事務局を置く静岡県立総合病院（以下「病院」という。）を代理徴収者と定めるとともに、病院口座を指定口座とする。

(通知及び催告)

第4条 協議会は、参加機関に対し毎年、当該事業年度当初に利用料納入に関する通知を行う。

- 2 協議会は、第1項の通知をした月から起算して3ヶ月後までの間に会費を納入していない参加機関に対し、催告を行う。
- 3 協議会は、第1項の通知をした月から起算して6ヶ月後までの間に会費を納入していない参加機関に対し、再催告を行う。

(利用料の滞納)

- 第5条 第4条第1項の利用料納入に関する通知を受けた後、6ヶ月を過ぎて利用料を滞納している者は、参加機関として受けられる情報提供を一時停止される。ただし、その後3ヶ月以内に利用料を納入した場合は、再び情報提供を受けることができる。
- 2 第4条第1項の利用料納入に関する通知を受けた後、9ヶ月を過ぎて利用料を滞納している者は、会則14条により除名となる。再度の利用を希望する場合は、会則第5条により入会の申し込みを行うものとする。

(利用料の使途)

- 第6条 利用料は、ふじのくにねっとの導入費用及び維持費用に使用することができる。

(改正)

- 第7条 この規程の改正は、総会の議決を経て行う。

(細則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。